

○給与に関する条例等の特例に関する条例

制 定 平成 22. 3. 29 条例 3

最近改正 平成 27. 3. 26 条例 2

第 1 条 給与に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号。

以下「給与条例」という。）別表の規定の適用を受ける職員（給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年大和川右岸水防事務組合条例第 11 号）附則第 5 項及び第 6 項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの各月分限り、別表の規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 給与条例別表の規定の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの（これらの職員のうち、給与条例第 22 条第 9 項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）100 分の 5.5
- (2) 給与条例別表の規定の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以下であるもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合
 - ア 職務の級が 1 級の職員 100 分の 1.5
 - イ 職務の級が 2 級で勤続年数が 20 年未満の職員 100 分の 1.5
職務の級が 2 級で勤続年数が 20 年以上の職員 100 分の 2.5
 - ウ 職務の級が 3 級で勤続年数が 20 年未満の職員 100 分の 2.5
職務の級が 3 級で勤続年数が 20 年以上の職員 100 分の 3.5
職務の級が 3 級で勤続年数が 30 年以上の職員 100 分の 4.5
 - エ 職務の級が 4 級で勤続年数が 30 年未満の職員 100 分の 3.5
職務の級が 4 級で勤続年数が 30 年以上の職員 100 分の 4.5

(3) 再任用職員 100 分の 2.5

2 前項の勤続年数は、毎年 4 月 1 日を基準日とする。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定基礎とな

る給料の月額は、給料月額とする。

- (1) 給与条例第 34 条の規定による地域手当及び給与条例第 40 条の規定による管理職手当
- (2) 給与条例第 36 条の規定による時間外勤務手当
- (3) 給与条例第 42 条の規定による期末手当及び勤勉手当
- (4) 職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号）第 1 条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 12. 17 条例 6）

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 25 条例 3）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 12. 21 条例 2）

この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 3. 22 条例 1）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 12. 19 条例 12）

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平 26. 3. 19 条例 4）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3. 26 条例 2）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。